

外国人看護師

今年の看護師国家試験にEPA（経済連携協定）に基づきインドネシアとフィリピンから受け入れた看護師候補者のうち16人が見事合格しました。

まずは、合格した皆さんにおめでとうと申し上げたいと思います。

今回の国家試験では、全体の合格率は92%でしたが、EPA関係者の合格率は僅かに4%という厳しい結果でした。

EPAは、経済取引の円滑化やサービスなど様々な分野で連携を強化し、協力関係を促進することを目的に二国間（日・インドネシア、日・フィリピン）で結ばれている協定で、インドネシアやフィリピンからの看護師候補者はこの協定に基づき外国人労働者として受け入れているものですが、3年以内に国家資格を取得しなければ帰国しなければならないという厳しい条件がついています。

最初の受け入れは、インドネシアからで平成20年8月に第一陣208人が来日しています。

その後、翌年からはフィリピンからも受け入れが行われています。

この制度については、スタートの時点から

- ・外国人労働者の研修が、受け入れ施設まかせであること
- ・試験問題が、日本語が十分でない外国人には難しいこと
- ・外国人労働者を受け入れる施設側の負担が非常に大きいこと

など幾つかの問題点が指摘されておりました。実際、平成20年度に行われた試験では全員不合格で、その後の試験においても外国人労働者の合格率は極めて厳しく、今回の試験でも日本人含む全体の合格率が92%という状況を考えると、その厳しさは際だっています。

勿論、看護師は医療機関で勤務する以上、それに相応しい専門的知識や技

術が必要ですから、国家試験によってその能力を検証することは必要だと思いますが、同時に、何故外国人労働者を看護師として受け入れることにしたのかということについて、今一度考えてみる必要があるように思います。

外国人看護師の制度は、EPA協定に基づくとはいえ、インドネシアやフィリピンの技術者を日本でも受け入れてあげましょうというような、ある種恩恵的な意味合いというより、むしろ、我が国における看護師の絶対的不足が背景にあり、これに対処するために門戸を開けたということを押さえておく必要があります。

しかも、来日した看護師候補者はいずれも母国においては数年間、看護師として経験を積んでいる方々なのです。

国家試験では、「臥位」とか日本人でも良く分からないような専門用語と格闘することになりますが、合格率を上げるためには、試験問題をできるだけ平易に分かりやすくすることはもとより、場合によっては英語でも受験できるようにするといった配慮が必要ではないかと思います。それは、決して、看護師としてのレベルを下げることにはならないはずです。また、医者や患者とのコミュニケーションが取れなければ困るとの懸念に対しては、技術試験に併せて日本語の検定試験を行うことでカバーできるのではないかと思います。

いずれにせよ、今のままでは、折角日本の医療機関で働こうと来日した若者達にとっても、国内の看護師を必要としている医療機関にとっても不幸な結果に終わりかねません。

国においては、是非、制度導入の本来の目的を踏まえながら弾力的な取り扱いについて検討していただくことを期待したいと思います。

(塾頭 吉田 洋一)